# 鹿沼ロータリークラブ会報





### (2023-2024 年度 RI テーマ)

No.

例会場 日晃そば コンベンションホール TEL: 0289-65-2525

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30

TEL: 0289-60-5077 FAX: 0289-60-5078 事務所 鹿沼市中田町 1351-1

E-mail: info@kanuma-rc.com HP: http://www.kanuma-rc.com/ 第 2550 地区 第 7 グループ

創立 1960年1月23日 承認 1960年2月13日

会長 高山 英 幹事 橋本 勝浩

会 告 報 例

高山 英義さん

36 2024年 4月25日第2937号

いたします。

会

SAA

新入会員入場

司



ロータリーソング斉唱

高山 英さん 奉仕の理想

◇入会式 会員増強委員会 浅野 知則さん

これから黒崎雄一郎様の入会式を式次第に沿って 進めさせていただきます。

1. 開会の辞

岩本 泰史さん



ただいまより黒崎支店長の新入会員入会式を開会



みなさんこんにちは。黒崎雄一郎さんのご紹介さ せていただきます。生まれは1968年5月21日現在55 歳、足利銀行 鹿沼支店 支店長、現在のお住まいは宇 都宮市平松本町、ご出身は真岡市内、真岡高校をご 卒業後三つほどの大学を卒業されて足利銀行の方に ご就職されて現在に至るとお聞きいたしました。ご 自宅には、奥様と一男一女のお子様がおられます。 長女様が高校三年生、長男が高校一年生との事です。 若き頃の趣味はサッカーや野球をされておられたと のことですが、現在はジョギングが一番との事です。 週末時間のある時は色々な場所を走っているとの事 です。5 月に行われるご当地鹿沼さつきマラソン大会 のハーフコースに参加頂けるとの事です。私も黒崎 様とゆっくりお話をさせていただいた訳ではないの で、今後お酒を交わしながら会員の皆様と共にさら

に親交を深めていければと思っております。今後と も引き続きどうぞ黒崎雄一郎様をよろしくお願いい たします。以上でご紹介を終わらせていただきます。

### 3. 歓迎のあいさつ

### 高山 英さん



黒崎支店長、この度は鹿沼ロータリークラブにご 入会いただきありがとうございます。また、おめで とうございます。ロータリークラブの組織につきま してはご存じの通りかと思いますが、当鹿沼ロータ リークラブは歴史と伝統がございまして、他のクラ ブと比較しますと一見とても敷居の高いクラブと思 われがちですが、みなさんとてもざっくばらんで面 倒見のいいメンバーの方ばかりですので、私含め SAA もサポートいたしますので一日でも早く馴染んで楽 しんでいただければと思います。色々な会合、分科 会等がございますが、時間の許す限りご参加願えれ ばと思います。

### 4. ロータリーパッジ・名札贈呈 高山 英さん



#### 5. 新入会員挨拶

### 黒崎 雄一郎さん



ご紹介を受けました、足利銀行 鹿沼支店支店長 黒崎でございます。日頃より足利銀行をご愛好いただきありがとうございます。この四月より、群馬県館林支店より着任いたしました。それまでずっと県外を転々と単身で赴任しておりまして、十年ぶりに自宅より通勤させていただいております。鹿沼ロータリークラブ、この歴史と伝統に彩られたこの会に入会させていただきとても光栄に思っております。奉仕の精神に基づき、皆様と共に地元鹿沼地域を盛り上げていければと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

### 5. 祝辞

桜井 武彦さん



皆さんこんにちは。本日は入会式という事で、黒崎さんご入会おめでとうございます。会員の皆様の中には既に足利銀行さんとのお付き合いの関係でご存じの方もおられると思いますが、私は今日が初めてです。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。 毎週木曜日、お時間をみはからいながら例会にご出席いただいて、今までお付き合いの無い方々とも交流を深めていただき、今後とも長いお付き合いをお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



### 7. 記念撮影



8. 閉会の辞

橋本 勝浩さん



以上をもちまして入会式を終了いたします。今後 ともよろしくお願いいたします。ありがとうござい ました。

入会式は以上となります。マイクを SAA の方に戻します。ありがとうございました。



私の仕事について話をさせていただきます。私は 不動産と住宅建築の方を生業としております。今年 になりまして、24年問題等で運送業や建設業など の働き方改革という事で、大きな変化の年であり、 それは私共の仕事に於いて逆風な面が多いです。実 は今日もある業者さんが来られて、運送業者さんの 関係で納期が数日遅れ、さらに価格が上がります。 との話がありました。最近ではゼロ金利政策も終わ り、住宅金利も上がり基調という事で、私共地元密 着の企業に於いても価格的に仕事受注をお断りせざ るおえない状況が出てきているのが現状です。住宅 においても今後、新築を見合わせるお客様も多く出 てくるのではないかとの業界内の見方もあります。 そんな中、小さい会社なりにオンリーワン手法で他 社との差別化を基に事業を継続しております。お客 様とは建物を建ててから何十年ものお付き合いをさ せていただく会社なので、そのお客様達にご迷惑を お掛けせずに、今後も会社を存続できるよう日々努 カしております。どうぞ今後ともご支援のほどよろ しくお願いいたします。

### ◇ 会長会務報告 会 長 高山 英さん



先週の日曜日なのですが、鹿沼市運動公園にて 2550 地区 親善野球大会がございました。今まで負 けた事の無い大会でしたが今回初めて決勝戦 2-1 で 敗退してしまい、とても寂しかった思いがありま す。この寂しさを胸に次年度の地区大会に向けて一 からふんどしを締めなおして頑張っていきたいと思 っております。ぜひ皆さまも、大会の開催日程など については幹事様から案内があると思いますので、 このような大会の時には応援よろしくお願いいたし ます。皆様の応援が何よりの力になりますのでお力 添え願います。これから、暑くなる日が多くなると 思いますが適度な水分補給、体調管理を心掛け熱中 症にならないようお気を付けください。早いもの で、会長職につき本日が十ヵ月目の最後の例会とな りました。残り二ヶ月残された期間に何ができるの か常に考えながら、次期岩本氏にスムーズにバトン タッチができるよう努力していきたいと思っており ます。以上、本日の会長会務報告とさせていただき ます。

しては、宇賀神副幹事よりご連絡がありますのでよろしくお願いいたします。続きまして、6月6日 (木)次年度委員長会議を開催したいと思います。この件に関しましても、宇賀神副幹事よりご案内がありますのでよろしくお願いします。なお、各役職の方々名刺の方が出来上がっております次回会議の時にお渡しする予定ですが、急ぎ必要な方は宇賀神副幹事までお問い合わせ願います。

ト会長会議を行いたいと思います。詳細につきま

### ◇ロータリー情報委員会 日向野 修さん

本日、4月25日(木)18:30~ 倉持パスト会長のもと薬王寺客殿をお借りして「職業奉仕について」と題しまして倉持様にご講演お願いしておりますので、ご参加よろしくお願いいたします。現段階で30名程の参加予定となっております。まだ間に合いますのでご参加のほどよろしくお願いいたします。

### ◇ 幹事報告 副幹事 橋本 勝浩さん



- 1 職業奉仕委員会・クラブ奉仕委員会合同セミナー参加依頼 4 月 28 日(日) 13:00~ホテルニューイタヤ
- 2 本日、例会終了後 台 11 回理事会開催→理事者

### ◇ 委員会報告

### ◇副会長

#### 岩本 泰史さん

先週もご案内させていただきましたが、次年度 一年間台湾から男の子を留学生として受入れ可能 なホストファミリーを 2~3 軒募集しております。 受入れ可能な方はぜひ手を挙げていただければあ りがたいです。次年度の件で、5月9日(木)パス

### ◇本日のプログラム 人見 哲史さん

### ◇「相続登記の申請の義務化」 浅野 知則





自己紹介させていただきます。平成 24 年 8 月から 東京神田の司法書士事務所に勤務し、平成 27 年に司 法書士に合格し、東京で登録してから平成 29 年に栃 木県に移し鹿沼市で開業、今年で 8 年となります。

本日は、今年度4月より施行されました「相続登記 の申請の義務化」についてパワーポイントを使用し ながら説明させていただきます。

まず、どうして義務化となったかですが、東日本 大震災の復興に際して所有者不明の土地が多数あり、 その事が原因で復興が遅れた事が大きなきっかけと なっております。一説には、相続登記未納地が九州 面積の2/3以上あるのではないかと推測されている のが現状とされていて、今後発生する自然災害等に おいても速やかな復興ができるよう、登記登録の義 務化を進めるという事かと思われます。これらは、 いつからの相続が対象になるかといいますと、過去 ~今後発生する相続全てにおいてが対象となります。 なので、皆様の所に何世代も前からの通知が来る場 合がございます。近年、鹿沼市においても激甚災害 がございましたがその時の教訓といたしまして実例 をあげますと、建物損壊があった場合、建物の建て 主と土地の所有者に違いが生じた時はローン(融資) が受けにくかったりするのが現状です。災害時のた めだけでなく、土地所有がある方は平時に再度見直 しをしてみてください。義務化になる以上、それを 怠った場合にはペナルティーも発生いたします。三 年間の猶予期間を設けるとされておりますが、いざ 実際に作業を進めるとなりますと多くの時間を要す る事が予想されますので、皆様も再度ご自分の土地 に関する案件を良く見直し、早目の備えをお勧めい たします。

### 備えて安心!令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます!

Q 1 知りませんでした! 不動産 (土地・建物) の相続 登記が義務化されるのは、なぜですか?

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない 「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の 阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意 だった相続登記が義務化されることになりました。

### Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか?

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った 日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。 法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が料される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか? 始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか?

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。 ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、今和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記が されていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間 があります。)ので、要注意です。

## Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか? 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続 人中告登配」という簡便な手続(※)を法務局でとることによっ て、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人である ことを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い がまとまった 遺産分割の結果に基づく相続登記 不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(\*)

早期に遺産分割をすることが困難

相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする 必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について 不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか?

お近くの法務局(予約制の手続案内を実施中)や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。 法務省では、新制度を紹介する漫画や、相続登記の手続を案内す

法務省・法務局の名称を 不正に使用した勧誘や 架空請求などに ご注意ください

るハンドブックも、提供しています。

は法権をご

詳しくは、こちらの 法務省ホームページ をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター 「トウキツネ」 法務省民事局

「遠くに住んでいて利用する予定がない」 「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」 そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

### 令和5年4月27日から 相続土地国庫帰属制度が 全国の法務局で始まります!

- <相続土地国庫帰属制度のポイント>
- 〇相続等により取得した土地について 所有者からの申請により、所有権を国に移転することが できるようになります。
- ○申請先は、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局 本局となります。
- ○帰属させることができる土地については、建物がないこと きがあります。
- 〇本制度の活用には、負担金の納付などの一定の費用負担 が必要です。



新制度について 詳しくは、以下の 二次元コードか 「法務省 国庫帰属」 で検索!

法務省民事局

令和5年2月



### だれでも申請できるの?

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が申請でき A ます。また、制度が始まる前に相続した土地についても、申請ができ ます。他方で、売買や贈与などにより自らの意思で土地を取得した 方や会社(法人)は、単独では申請ができません。

複数の人で所有している土地(共有地)である場合には、相続や 遺贈によって土地を取得した相続人を含めた所有者(共有者)全員 で申請する必要があります。



### どんな土地でも引き取ってくれるの?

通常の管理又は処分をするために、過分の費用や労力が必要と ▲ 通常の管理又はペカとりるためになる次のような土地は、対象外となります。

<関庫帰属が認められない土地の主な例>

●建物、工作物、専両等がある土地 ●危険な匿がある土地 ●危険な匿がある土地 ●使務の程停になっている土地(振当権など) ●連路など他人による使用が予定されている

これらの土地に当てはまるかどうかについて、申請後、法務局職員に よる書面調査や実地調査が行われます。 (土地の要件については、法務省HPに詳しく掲載しています。)



### 手続にはどれくらい費用がかかるの?

申請時に審査手数料を納付していただくほか、国庫への帰属につ A いて永認を受けた場合は、10年分の管理費用の額に相当する負担 金を納付していただく必要があります。

※ 負担金は、20万円が基本となりますが、土地の種目や土地が 所在する地域に応じて面積単位で算定する場合もあります。 負担金については、法務省HPに詳しく掲載しています。



### ◆ スマイルBOX

### 若松伴睦さん

高山 英さん: ⑤里崎さん色紙に対してのスマイル

市田 登さん:浅野さん、相続登記の義務化の分かりやすい卓

話、ありがとうございました。

黒崎雄一郎足銀支店長、鹿沼ロータリークラ ブへの入会おめでとうございます。今後共、 よろしくお願い致します。

岩本 泰史さん: ⑤黒崎支店長, 入会おめでとうございます。早 く鹿沼ロータリーになじんで下さい。さつき マラソン、お気をつけて頑張って下さい。

倉松 俊弘さん: ⑤黒崎雄一郎様、入会おめでとうございます。 これから一緒にロータリーを楽しみましょう。 ⑤浅野さん、卓話ありがとうございました。 寺にも登記されていない土地があります。こ れから登記したいと思います。

日向野 修さん:⑤里崎プロのサイン色紙を頂きました。家宝 にします。黒崎支店長、ロータリーを楽しみ ましょう!

櫻井 武彦さん:⑤黒崎雄一郎さん、入会おめでとうございま す。一日でも早くロータリーになじんで下さ いね!!

黒田 雄一さん: ⑤先日里崎さんの色紙をいただき、有りがと うございました。

黒田 雄一さん:⑤黒崎支店長の入会を歓迎して、これからよ ろしくお願いいたします。

金子 昭彦さん:⑤黒崎さん本日は入会おめでとうございます。 これから昼に夜にロータリーを楽しみましょ う!

大貫 定之さん: 里崎スマイルです! 今井さんのおかげで DAZN ダゾーンで野球を観るようになりました!

金子 昭産さん: 里崎さん、色紙、ありがとうございます!

山崎 良知さん:⑤色紙ありがとうございます。

山崎 良知さん: ②④

藤田 真澄さん: ⑤先週、例会が終って会社に戻りカバンを開

けたら、里崎さんのサイン色紙が入っていま したのでスマイルします。黒崎支店長、入会

おめでとうございます。

浅野 知則さん: ⑤ 1. 黒崎さんの色紙をもらったから

2. 相続登記は、申請しましょう。「まさか」の

ために。

※①結婚記念・②本人誕生・③夫人誕生・④出席記念・⑤其の他

#### 出席率報告

会員数	出席数	メイク	免除	欠席	出席率
63	37	8	0	18	71. 4%

#### ◆点 英さん 鏱 長 高山

### ● 次回 5月第1例会 5月9日(木)

諸慶事祝い 第6回クラブ協議会

5月2日(木)は特別休会となります。 ×

所:日晃そば コンベンションホール 場

時 間:12時30分~

(発行責任者: 石川重明・岡村貴史)